

新 福 監 第 238 号
令 和 8 年 2 月 20 日

介護サービス事業所の管理者 様

新潟市福祉部福祉監査課長

令和7年度 介護サービス事業所集団指導の実施について（通知）

日頃、本市の介護保険事業に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、介護保険事業が適正に運営されるよう、介護保険法第23条の規定により、下記のとおり動画視聴等による集団指導を実施します。

各事業所におかれましては、これを機に制度への理解をさらに深めるとともに、法令遵守体制をより一層強化していただくようお願いいたします。

記

1 対象事業所

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防支援

※「休止中」の事業所も対象です。

※「医療みなし」事業所は対象外です。

2 掲載資料

- (1) 介護サービス事業所への指導・監査、加算・減算のポイント（動画）
- (2) 高齢者虐待の防止について
- (3) 生活保護制度における介護扶助について
- (4) 【サービス別】各種委員会、研修及び訓練の実施回数一覧(参考資料)
- (5) 新潟市住宅型有料老人ホーム集団指導資料

3 受講方法

上記(1)～(5)の資料について、下記アドレスの新潟市福祉監査課のホームページに掲載しますので、内容をご確認ください。(5)「新潟市住宅型有料老人ホーム集団指導資料」の確認は任意です。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>社会福祉施設・法人等指導監査
>集団指導について>令和7年度 介護サービス事業所集団指導

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansa/syuudansidou/r6shuudanshidou.html>

5 受講報告

受講状況を確認するため、受講した後、「新潟市オンライン申請システム (e-NIIGATA) により受講した旨を市に報告してください。

新潟市オンライン申請システム URL 及び二次元コード

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/88edc174-5093-4fd5-8ea9-64903d559b98/start>



6 受講報告受付期間

令和8年2月20日(金)～3月22日(日)

※期限を過ぎると受講報告は出来なくなるのでご注意ください。

7 注意事項

- (1) 新潟市オンライン申請システムでの受講報告は、必ず1サービス種別につき1回ずつ行ってください。1サービス種別で複数回の報告を行わないでください。受講報告は、メールアドレスの登録をせずに申請ができるものです。申請が完了した旨の確認メールは送信されません。また、申請した端末に申請履歴が残りません。申請の際に8桁の申込番号が表示されていれば問題なく受講報告ができていますのでご安心ください。
- (2) 期限内に報告が無い場合、集団指導を受講していないものとみなし、運営指導の優先対象として検討しますのでご注意ください。

8 その他

- (1) 集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いに特段の配慮をお願いします。
- (2) 指導内容に関する質問がある場合は、受講報告時のフォームに入力してください。
- (3) 複数の事業所を運営している法人は、全サービス種別で受講報告が行われているかよくご確認ください。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 明石

TEL : 025-226-1182 FAX : 025-225-6304

E-mail : kansa.wl@city.niigata.lg.jp